

平成25年度富山県一般会計補正予算（第3号）

平成25年度富山県の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,737,709千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ579,178,891千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の補正は、「第5表 地方債補正」による。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 地方交付税		129,900,000	250,122	130,150,122
	1 地方交付税	129,900,000	250,122	130,150,122
7 分担金及び負担金		3,935,195	262,979	4,198,174
	1 分 担 金	416,186	21,394	437,580
	2 負 担 金	3,519,009	241,585	3,760,594
9 国庫支出金		62,694,542	11,780,867	74,475,409
	2 国庫補助金	40,645,394	11,780,867	52,426,261
14 諸 収 入		82,021,320	14,741	82,036,061
	7 雑 入	9,827,939	14,741	9,842,680
15 県 債		97,231,600	3,429,000	100,660,600
	1 県 債	97,231,600	3,429,000	100,660,600
補正されなかった款項に係る額		187,658,525		187,658,525
歳 入 合 計		563,441,182	15,737,709	579,178,891
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		27,082,902	3,722,317	30,805,219

一般会計

	1 総務管理費	12,762,005	3,701,300	16,463,305
	2 企画費	5,053,468	21,017	5,074,485
3 民生費		46,669,032	329,555	46,998,587
	1 社会福祉費	32,896,887	92,855	32,989,742
	2 児童福祉費	13,399,168	236,700	13,635,868
4 衛生費		32,768,594	26,000	32,794,594
	1 公衆衛生費	18,946,663	26,000	18,972,663
5 労働費		5,051,026	1,397,600	6,448,626
	3 失業対策費	2,618,433	1,397,600	4,016,033
6 農林水産業費		40,531,214	4,332,541	44,863,755
	1 農業費	6,941,712	504,034	7,445,746
	3 農地費	13,705,642	2,200,000	15,905,642
	4 林業費	16,645,359	1,594,007	18,239,366
	5 水産業費	2,425,724	34,500	2,460,224
8 土木費		85,575,279	5,564,000	91,139,279
	2 道路橋りょう費	32,447,219	2,200,000	34,647,219
	3 河川海岸費	15,941,509	2,308,500	18,250,009
	4 港湾費	4,624,836	265,000	4,889,836
	5 都市計画費	10,286,520	638,500	10,925,020

	6 住 宅 費	1,210,895	152,000	1,362,895
10 教 育 費		106,898,208	365,696	107,263,904
	1 教 育 総 務 費	7,845,636	33,451	7,879,087
	4 高 等 学 校 費	27,435,737	259,445	27,695,182
	5 特 別 支 援 学 校 費	9,954,441	72,800	10,027,241
補正されなかった款項に係る額		218,864,927		218,864,927
歳 出 合 計		563,441,182	15,737,709	579,178,891

第2表 継続費

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10教育費	5	特別支援学校 学校費 建設事業費	364,000	24	109,200	364,000	24	109,200
				25	182,000		25	253,800
				26	72,800		26	1,000

第3表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	男女共同参画推進費	1,300
3 民生費	2 児童福祉費	子育て支援推進事業費	7,200
		特別保育事業費	1,500
		子ども政策推進事業費	20,000
4 衛生費	1 公衆衛生費	母子保健指導推進費	10,000
6 農林水産業費	3 農地費	団体営ため池等整備事業費	76,000
		公害防除特別土地改良事業費	100,000
	4 林業費	造林事業費	85,900
		団体営林道道整備交付金事業費	16,050
	5 水産業費	市町営漁港漁場整備事業費	34,500
8 土木費	3 河川海岸費	都市基盤河川改修事業費	16,000
	6 住宅費	公営住宅ストック整備事業費	152,000
合	計		520,450

2 変 更

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
6 農 林 水産業費	3 農 地 費	県営かんがい排水 交付金事業費	400,000	県営かんがい排水 交付金事業費	500,000
		県営ほ場整備交付 金事業費	600,000	県営ほ場整備交付 金事業費	700,000
		地すべり対策事業 費	40,000	地すべり対策事業 費	263,000
		国営附帯県営農地 防災事業費	845,000	国営附帯県営農地 防災事業費	1,745, 000
		県営ため池等整備 事業費	76,000	県営ため池等整備 事業費	480,000
		防災ダム事業費	60,000	防災ダム事業費	195,000
		農業用河川工作物 応急対策事業費	57,000	農業用河川工作物 応急対策事業費	177,000
		中山間地域総合農 地防災事業費	33,000	中山間地域総合農 地防災事業費	75,000
	4 林 業 費	復旧治山事業費	320,684	復旧治山事業費	421,957
		地すべり防止事業 費	420,836	地すべり防止事業 費	516,836
8 土 木 費	2 道 路 橋 りょう費	道路橋りょう改築 費	500,000	道路橋りょう改築 費	800,000
		道路総合交付金事 業費	6,100, 000	道路総合交付金事 業費	8,000, 000
	3 河 岸 川 海 岸 費	河川総合交付金事 業費	785,000	河川総合交付金事 業費	2,318, 000
		砂防総合交付金事 業費	1,090, 000	砂防総合交付金事 業費	1,687, 500
		海岸総合交付金事 業費	150,000	海岸総合交付金事 業費	312,000
	4 港 湾 費	港湾総合交付金事 業費	100,000	港湾総合交付金事 業費	365,000

一般会計

	5 都市計画費	都市計画街路総合 交付金事業費	1,330, 000	都市計画街路総合 交付金事業費	1,506, 000
		都市公園総合交付 金事業費	200,000	都市公園総合交付 金事業費	660,000
10 教育費	4 高等学校等費	高等学校校舎等リ フレッシュ事業費	433,305	高等学校校舎等リ フレッシュ事業費	692,750
補正されなかった 事業に係る額			5,230, 750		5,230, 750
合 計			18,771, 575		26,645, 793

第4表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
治山事業	平成26年度	454,000
漁港整備事業	平成26年度	110,000
道路新設改良事業	平成26年度	100,000

第5表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前額	補正額	計			
県有施設整備費	193,000		193,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
緊急防災・減災費	1,087,000		1,087,000			
全国防災事業費		23,000	23,000			
並行在来線対策	1,181,000		1,181,000			
高志リハビリテーション病院整備費	32,000		32,000			
老人福祉施設整備費	280,000		280,000			
水道事業出資金	25,000		25,000			
石綿健康被害救済基金拠出金	19,600		19,600			
公共等補助費	12,897,000	3,263,000	16,160,000			
県単独農林水産業施設整備事業費	10,000		10,000			
北陸新幹線整備費	17,219,000		17,219,000			
直轄事業費金	10,085,000		10,085,000			
地域総合整備資金貸付金	60,000		60,000			
公園整備事業費	33,000		33,000			
公営住宅建設費		60,000	60,000			
合併推進事業費	2,296,000		2,296,000			

一般会計

地 方 道 整 備 費	3,805,000		3,805,000			
自 然 災 害 防 止 費	477,000		477,000			
警 察 施 設 整 備 費	91,000		91,000			
高 等 学 校 整 備 費	22,000		22,000			
臨 時 高 等 学 校 費	703,000	83,000	786,000			
県 立 大 学 整 備 費	46,000		46,000			
地 域 活 性 化 費	160,000		160,000			
施 設 整 備 補 助 費	100,000		100,000			
補 助 直 轄 災 害 復 旧 事 業 費	1,913,000		1,913,000			
単 独 災 害 復 旧 費	61,000		61,000			
行 政 改 革 推 進 費	900,000		900,000			
退 職 手 当 債	2,000,000		2,000,000			
臨 時 財 政 対 策 債	41,536,000		41,536,000			
計	97,231,600	3,429,000	100,660,600			

議案第 68 号

平成25年度富山県流域下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

平成25年度富山県の流域下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 694,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,622,024 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		2,733,599	156,500	2,890,099
	1 負 担 金	2,733,599	156,500	2,890,099
2 国庫支出金		1,337,000	381,000	1,718,000
	1 国庫補助金	1,337,000	381,000	1,718,000
3 繰 入 金		1,315,079	2,500	1,317,579
	1 一般会計繰入金	1,315,079	2,500	1,317,579
6 県 債		501,100	154,000	655,100
	1 県 債	501,100	154,000	655,100
補正されなかった款項に係る額		1,041,246	/	1,041,246
歳 入 合 計		6,928,024	694,000	7,622,024
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		6,928,024	694,000	7,622,024
	1 流 域 下 水 道 建 設 事 業 費	3,886,081	694,000	4,580,081
歳 出 合 計		6,928,024	694,000	7,622,024

第2表 繰越明許費補正

変更

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
1 流 域 下 水 道 事 業 費	1 流 域 下 水 道 建 設 費	下水道総合交付金 事業費(小矢部川)	1,700, 000	下水道総合交付金 事業費(小矢部川)	2,248, 000
		下水道総合交付金 事業費(神通川左 岸)	90,000	下水道総合交付金 事業費(神通川左 岸)	236,000
合	計		1,790, 000		2,484, 000

第3表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前額	補正額	計			
流域下水道事業費	501,100	154,000	655,100	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 69 号

富山県農地中間管理事業支援基金条例制定の件

富山県農地中間管理事業支援基金条例を次のように定める。

平成26年 2 月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県農地中間管理事業支援基金条例

(設置)

第 1 条 農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の農業への参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資するため、富山県農地中間管理事業支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(基金の処分の特例)

- 2 第6条の規定にかかわらず、基金は、その属する現金を国庫に返納する場合は、これを処分することができる。